



上段のシンボルマークとキャッチコピーは、市制施行60周年記念として市民の皆さんの投票の結果、決定したものです。

市報 こがねい



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

世帯と人口 31.2.1 現在
世帯数 60,332 (35減) 男 59,937 (18減)
人口 121,381 (62減) 女 61,444 (44減)
※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。() 内は前月比

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税

申告は正しくお早めに

※記入済みの所得税の確定申告書は、申告会場開設期間中に限り、市の市民税課でもお預かりします

申告会場開設期間は

2月18日(月)～
3月15日(金)

(2面に税制改正等のお知らせなど)

市・都民税、所得税

申告共通事項

申告に必要な書類

- ▽収入金額を証明できる書類
(給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票など)
- ▽所得金額を算出する際に使用した収入および経費を証明できる書類(収支内訳書など)

各種控除

社会保険料・医療費・寡婦(寡夫)・障害者などの諸控除がある方は、申告により、市・都民税の軽減や源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

国民年金保険料に係る社会保険料控除、生命保険料・地震保険料控除、寄附金税額控除等を受ける場合には、それぞれ証明書・領収書が必要です。(コピーは不可)

申告書の提出は郵送でも行えます

申告書の「控一」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

市・都民税

封筒の表に、赤字で「市・

都民税申告書在中」と明記し、市民税課へ

所得税

封筒の表に、「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ

※受付時間内に武蔵野税務署へ行けない場合は、税務署正門わきの時間外文書収受箱に提出できます

公的年金等を

受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除きます。

なお、この場合でも、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することによって、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告が必要です。

市・都民税の申告は市役所へ

申告会場開設期間中の月曜～金曜日
午前8時30分～午後5時および臨時窓口

市・都民税の申告が必要な方

〔平成31年1月1日現在、小金井市に住んでいる方〕

市から転出を予定している方も、忘れずに小金井市の市民税課へ申告してください。ただし、次の方は除きます。

▽税務署に所得税の確定申告をする(した)方

▽1か所から受ける給与収入のみの方で、勤務先から小金井市に給与支払報告書が提出されている方

▽公的年金等収入のみの方で、小金井市に公的年金等支払報告書が提出されている方(社会保険料や医療費などの諸控除を受けようとする方は、申告してください)

▽市内に住んでいる方の扶養親族になっている方

〔平成31年1月1日現在、小金井市に住んでいない方で、市内に家屋敷、事務所、事業所を有している方〕

単身赴任者の場合など、家族のみが市内に住んでいる場合は、住民税が課税(家屋敷

課税)となるため、申告が必要

所得がなかった方も申告を

平成30年中に所得がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税を軽減するために、申告が必要です。

申告書用紙下部にある「3 その他(収入・所得のなかった方)」に記入して、申告してください。

臨時窓口を開設

市では、申告会場開設期間中に臨時窓口を開設し、市・都民税申告書の受け付けおよび市・都民税の申告相談、申告書用紙の配布を行います。なお、臨時窓口では、電話でのお問い合わせ等は受け付けできません。

時 2月24日～3月10日の毎週日曜日午前9時～午後1時

所 市民税課窓口(市役所第二庁舎3階)



所得税の確定申告は税務署へ

月曜～金曜日および2月24日(日)、3月3日(日)の午前8時30分～午後4時

確定申告が必要な方の代表的な例

〔事業所得や不動産所得などがある方〕
平成30年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超えている方

〔サラリーマンで次のいずれかに該当する方〕
▽給与収入が2千万円を超えている方

▽給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えている方

〔株式や不動産の譲渡があった方〕

確定申告をすると所得税が還付される場合がありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

次のような場合に、確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されることがありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

▽一定の要件のマイホームを、ローンなどで取得(増改築)した場合
▽原則として10万円超の医療

費を負担した場合

▽年の中で退職し、再就職していない場合

ID・パスワード方式によるe-Taxで確定申告

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンから確定申告書の作成ができます。

また、同コーナーで作成した確定申告書は、ID(利用者識別番号)とパスワードがあれば、ご自宅等からe-Taxで送信(提出)できます。IDとパスワードは、税務署で即日発行しています。運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。確定申告期に限らず、税務署が開庁している日であれば、いつでも発行できます。

申告書作成会場の開設

武蔵野税務署では申告書作成会場を開設し、申告を受け付けています。駐車場は3月15日まで利用できません。